

# 株式取扱規則

不二製油株式会社

2022年（令和4年）9月1日改正

# 不二製油株式会社 株式取扱規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、法令並びに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および証券会社、信託銀行等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づき本規則の定めるところによる。

### (株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

#### 株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

#### 株主名簿管理人事務取扱場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

## 第2章 株主名簿への記録等

### (株主名簿への記録)

第3条 株主名簿への記録および株主名簿記載事項の変更は、法令の定めるところにより、総株主通知等機構からの通知により行うものとする。

- 2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- 3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。
- 4 当会社は、株主に対して通知をするために必要がある場合、現在の株式保有者を株主名簿に反映させるべきであると取締役会が判断した場合その他正当な理由がある場合には、機構に対して、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第151条第8項の請求をすることができる。

### (株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主および登録株式質権者（以下「株主等」という。）は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主等は、第3条第2項に規定する場合には、その氏名または名称および住所を株主名簿管理人に届け出るものとする。
- 3 前2項の届出事項につき変更があった場合には、株主等は、変更後の届出事項を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。

(法人株主の代表者)

第5条 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。

- 2 第4条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(共有株主の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。

- 2 第4条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。

- 2 第4条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。ただし、証券会社等または機構を通じて届け出ることができない場合には、株主名簿管理人に届け出るものとする。

- 2 第4条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(機構経由の確認方法)

第9条 前5条の届出が証券会社等または機構を通じて提出された場合は、株主等、法定代理人その他届出を行う権限を有する者本人からの届出とみなす。

## 第3章 株主確認

### (株主確認)

第10条 株主が請求その他株主権行使または届出（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- 2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等または機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等を要しないものとすることができる。
- 3 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状（会社が委任状の成立の真正を確認する必要があると認めたときは、委任状および印鑑登録証明書その他成立の真正を証する資料）を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
- 4 代理人についても第1項および第2項の規定を準用する。
- 5 当会社は、請求等を行う者について第1項、第3項および第4項の規定による確認が完了するまでの間は請求等の受理を留保することができる。

## 第4章 株主権行使の手続き

### (書面交付請求および異議申述)

第11条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等または機構を通じてする場合は、証券会社等または機構が定めるところによるものとする。

### (少数株主権等)

第12条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、法令の定める期間内に、当会社の定める方式による書面により行うものとする。

#### (株主提案権)

第13条 前条に定めるところにより、株主提案権が行使された場合、提出議案の以下の事項について400字を超えるときは、当会社は、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

- (1) 提案の理由
- (2) 取締役および会計監査人の選任に関する事項

## 第5章 単元未満株式の買取

#### (単元未満株式の買取請求の方法)

第14条 単元未満株式の買取請求をするときは、証券会社等または機構を通じて行うものとする。

#### (買取価格の決定)

第15条 前条の買取請求の買取価格は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- 2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

#### (買取代金の支払)

第16条 当会社は、前条により算出された買取価格を買取代金とし、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

- 2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

#### (買取株式の移転)

第17条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振り替えるものとする。

## **第6章 特別口座の特例**

(特別口座の特例)

第18条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

## **第7章 手数料**

(手数料)

第19条 第14条の単元未満株式買取請求に係る手数料は、無料とする。

2 株主その他の者が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、各自の負担とする。

## **第8章 雜則**

(改正)

第20条 本規則の改正は、取締役会の決議により行う。

2022年（令和4年）9月1日改正